

日本教職大学院協会理事の選任に関する申合せ

(令和2年12月21日制定)

日本教職大学院協会規約(平成21年5月29日制定)第10条第1項の規定に基づく理事の選任については、この申合せによる。

- (1) 会員大学院を北海道・東北エリア、関東エリア、北陸・東海エリア、近畿エリア、中国・四国エリア、九州エリアに分け、各エリアから、理事を2人ずつ選任する。
- (2) エリアから選出される理事は、半数改選とする。
- (3) エリアから選出される理事以外に2名の理事を選任する。
- (4) 理事の候補者は理事会が選出する。

附 則

本申合せは、令和3年1月1日から施行する。